

まいばら

vol.61

3/15

2008.

くらしに役立つお知らせ

次回の広報まいばら発行日は…
4月1日号（市政情報誌）3月28日（金）

ト	堆肥の販売を開始	コンポストーション息吹で堆肥「ゆめいぶき1号」が完成	2
ピ	市民意見を募集します	米原ガンバレ！ ふるさと応援寄付条例骨子案	3
ツ	下水道だより	浄化槽の法定検査は必ず受けましょう	4
ク	地元駅のご利用を	切符・定期券は醒ヶ井・柏原・坂田の3駅で購入を	5
ス	消費生活相談コーナー	ご存じですか？ 食品の表示 ～原産地表示～	6

駅前土地（事業用地）を販売中



新規事業、事業拡大に！
米原駅前・8号線沿いの好物件です！
お見逃しなく…!!

- 用地の位置：米原市米原地先（JR米原駅東口・国道8号沿い）
- 用地の性質：米原駅東部土地区画整理事業の保留地
- 用途地域：近隣商業地域
- 販売区画：2区画

	面積	価格
①	442.57m ² （約134坪）	36,866,000円
②	415.40m ² （約125坪）	34,602,800円

- 建ぺい率：80%
- 容積率：200%
- 米原市上下水道・関西電力・個別プロパンガス
- 周辺の情報：JR米原駅 約0.5km
米原IC 約4.0km

*詳細は、市公式ウェブサイトに掲載中
*今後の造成工事が完了次第、“宅地・事業用地（大規模保留地）等”販売予定

■ 購入申込方法

米原市役所区画整理課（☎ 52-6628 事務所：JR米原駅東口前）へ直接お申込みください。購入者の決定は申込順で、提出のあった申込書類を審査のうえ、販売の可否を決定します。

問 都市整備部 区画整理課（米原駅東口）
☎ 52-6628 FAX 52-8321 ✉ kukaku@city.maibara.shiga.jp

住友大阪セメント専用鉄道廃線敷

遊歩道の愛称が「伊吹せんろみち」に決定

～ご応募ありがとうございました～

住友大阪セメント専用鉄道廃線敷は伊吹鉱山からセメントを積み出すために使われていた線路跡です。セメント列車が走っていた往時の風景をなつかしく思い出される方も多いでしょう。

平成19年10月、この廃線敷が遊歩道としてリニューアルしたことに伴い、昨年10月から12月にかけて、遊歩道の愛称を募集したところ、市内外から100点ものご応募をいただきました。

厳選なる審査の結果、遊歩道の愛称が下記に決まりましたのでお知らせします。



■ 最優秀作品 1点

『伊吹せんろみち』

坂田小学校 1年生 福原 創大

- 佳作 4点 坂口実加（長浜市）、尾木芳良（大清水）、岡野勝也（一色）、小寺光雄（名古屋市）[敬称略・順不同]

問 経済産業部 農林振興課（伊吹庁舎）
☎ 58-2228 FAX 58-1719

堆肥「ゆめいぶき1号」が完成

3月24日から販売開始

米原市内の原料で作った堆肥を利用して
安全でおいしい農作物を育て“地産地消”を目指そう

昨年2月に本格稼働を始めた「コンポストーション息吹」では、各家庭から出る生ごみや畜糞などの有機質資源を原料とした堆肥を生産しています。このほど初の堆肥「ゆめいぶき1号」が完成し、いよいよ販売を開始することとなりました。

この堆肥は、灯油などで強制的に熱を加え発酵期間を短縮して作ったものではありません。「ゆめいぶき」は長時間かけて自然発酵させているため、農作物に有用な微生物を豊富に含んでいるほか、発酵過程の温度管理により、衛生的で扱いやすいのが特長です。

発売日には15トンを用意し、以降、毎週約3トン程度生産しますが、生産量に限りがありますので、お早めにお買い求めくださることをおすすめします。

【販売開始日】 3月24日（月）から

【堆肥の価格】

●袋詰め（7kg入り）…1袋 120円

●バラ売り ……10kgあたり50円

※ バラ売りはフレキシブルコンテナ1袋単位での販売となり、コンテナの中には約350kgの堆肥が入っています。重さは袋によって多少異なりますが、10kg50円で計算します。（重さ350kgなら1,750円）



【販売所】

●袋 詰 め ……コンポストーション息吹

および各庁舎の窓口

●バラ売り……コンポストーション息吹

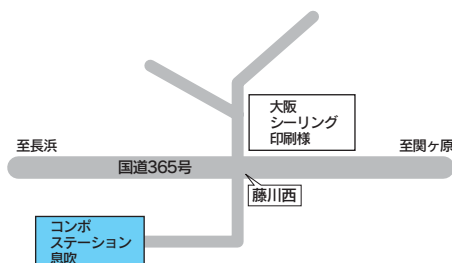
※ 庁舎の窓口で購入される場合は、在庫数に限りがありますので、事前の問い合わせをお勧めします。特に大量に購入を希望される場合は、事前に在庫確認のお電話をお願いします。

※ 今回販売分の予約はお受けできませんのでご了承ください。

コンポストーション息吹

米原市藤川153番地

国道365号を関ヶ原方面に向かい、
「藤川西」交差点を右折



堆肥「ゆめいぶき」

このマークが目印です



●ゆめいぶき1号

原料…牛ふん、生ごみ、
籾殻、米ぬか

※米ぬかの一部は米原市外の
物を利用しています。

成分…チッ素 1.3%
リン酸 2.5%
カリ 2.1%

ゆめいぶき1号に続いて、原料となる有機質資源の種類やその配分量の異なる堆肥「ゆめいぶき2号・3号」の製品化にも取り組んでいます。お楽しみに。

フレキシブルコンテナ

直径1.3m×高さ1.2mの袋で、底のローブを解くと全開し、堆肥が出ます。



- 堆肥をフレキシブルコンテナからトラックに移し替えることを希望される方は、運搬中に飛散の恐れがありますので、堆肥を覆うシートをご持参ください。
- 堆肥がフレキシブルコンテナに入った状態で持ち帰りの場合は、2週間以内にフレキシブルコンテナの返却をお願いします。

販売所の営業時間

市役所各庁舎窓口

…月～金曜（祝日等を除く）8時30分～17時15分

コンポストーション息吹

…月～金曜（祝日等を除く）の9時～16時

(仮称) 米原ガンバレ！ ふるさと応援寄付条例骨子案

自分を育んでくれた「ふるさと」は、だれにとつてもかけがえのないものです。

現在、国会に提出されている「地方税法等の一部を改正する法律」が制定されると、平成20年度から「ふるさと納税制度」がスタートし、自治体への寄付がしやすくなります。この制度は、「ふるさとに恩返しをしたい」という方の思いや「地方を応援したい」という方の思いを、その地方自治体への寄付というかたちで伝えることができ、住所地での税控除が受けられるという新しい制度です。ふるさととは「以前住んでいた自治体」に限定されるものではありません。

市では、この制度の円滑な運用を目指し、ふるさと米原への熱い思いを持つ方や米原ファンの皆さんに「米原ガンバレ！」と安心してご寄付いただけるよう、寄付条例を制定しようと考えています。

多くの寄付を獲得することができれば、自主財源が確保でき、米原の魅力を一層高める事業や施策が展開できます。そのためには市内外からの寄付を積極的に獲得していく必要があります。これを市民・事業者の皆さんを含めた米原市全体の取り組みとして展開していきたいと考えています。

条例には市民・事業者の皆さんに担っていただく役割を明記しています。

条例(案)に対する市民の皆さんのご意見をお待ちしています。

(仮称) 米原ガンバレ！ ふるさと応援寄付条例

目的 自主財源の確保

条例制定によって積極的に寄付を募り、新たな自主財源を確保します。

寄付を通しての市民参画の実現

寄付の使途を提案し、寄付者の意向を受け止めながら、新たな事業の実施や既存事業の充実を図ります。

寄付金に関する透明性の確保

わかりやすい収支の仕組みを定め、寄付金の額や使い道等についての透明性を確保します。

事業の区分

寄付金による財源は、寄付者層を想定し、次の①～④に当てはまる事業に使います。また寄付者は寄付金の使い道について、次の①～④のいずれかを指定することができます。

- ① みんなの熱い思いで米原をつくる事業（米原を応援する全国の人）
- ② ふるさとへの思いに応える事業（在住者・出身者）
- ③ 働く人を支えるまちの発展事業（通勤者）
- ④ 心やすらぐ自然や風景を守る事業（観光客）

市の責務／市民および事業者の役割

市民・事業者は、市と連携し米原市の持つ魅力の発信や寄付の呼びかけを行います。

市民意見（パブリックコメント）を募集します

「(仮称) 米原ガンバレ！ ふるさと応援寄付条例骨子案」について、次のとおり市民の皆さんからのご意見や情報を募集します。

■意見の募集期間 3月24日(月)～4月24日(木)まで

■案の閲覧場所 市役所各庁舎情報プラザ・各行政サービスセンター窓口・各市立図書館・市公式サイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

■意見等の提出方法 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール

■郵送 〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地 米原市役所 総合政策課

■FAX 52-5195 ■Eメール sousei@city.maibara.shiga.jp

■お問い合わせ先 政策推進部 総合政策課(米原庁舎) ☎ 52-6626



お知らせ

ご利用ください 就学資金の貸付制度

母子家庭や父母のない家庭の子を対象に、高校や大学等の就学に必要な経費、就学支度費、または就職に必要な知識技能を修得するための必要資金をお貸ししています。

貸付限度額など詳しくは下記までお問い合わせください。

問 市 こども家庭課(山東庁舎)

☎ 55-8104 FAX 55-4040

休日納税相談を開催します

納期限を過ぎても市税や米原市公共料金の納付が困難な方を対象に「納税相談」を行います。また開催日には市税や市公共料金の納付も受け付けます。平日の相談や納付が困難な方はぜひご利用ください。

日時▶3月23日(日) 9時~18時

※ポルトガル語の通訳者も対応します。(13時~17時)

場所▶市役所 近江庁舎 自治振興課窓口

持ち物▶印鑑(認印でも可)

※口座振替を登録される方は通帳と口座お届け印をお持ちください。

問 市 収納課(近江庁舎)

☎ 52-3189 FAX 52-6930



募集

(仮称)環境フォーラム市民実行委員会 立ち上げ準備会議 参加者を募集

毎年6月頃に開催している「米原市環境フォーラム」。今年はフォーラムの実行委員会を立ち上げ、市民の皆さんとともに企画・運営していきたいと考えています。実行委員会の立ち上げに先立ち、準備会議を開催します。どなたでも参加いただけますので、お気軽にお申込みください。

「面白く・勉強になり・参加したその日から活動したくなる」そんなフォーラムを一緒に作っていきましょう。
日時▶3月21日(金) 19時~21時
場所▶ルッチプラザ

申・問 市 環境保全課(伊吹庁舎)

☎ 58-2230 FAX 58-1630

広報 まいばら

市民編集員を募集中!

広報まいばらの紙面づくりにボランティアで参加できる方を募集しています。

こんな企画をしてみたら?というアイデアをお持ちの方、文章を書くのが好きな方、イラストや写真でご協力いただける方、いっしょに編集してみませんか?

問 市 情報政策課(米原庁舎)

☎ 52-6627 FAX 52-5195

~仲間と迎える喜びのスタート~

「平成20年度世歓式」実行委員募集

『世歓式』は65歳を迎える方を対象とした事業で、これまでの人生で培われた知識や経験、技術を地域の社会づくりのために活かし、ますます生きがいをもって今後の人生を歩んでいただくための、いわば“第2の成人式”として開催するものです。

この『世歓式』の企画運営に携わっていただく実行委員を募集しますので、ぜひともご協力をお願いします。

応募資格▶昭和18年4月2日~

昭和19年4月1日生まれの方

募集人数▶10人程度

応募締切▶3月31日(月)

申・問 市教委 まなび推進課(山東庁舎)

☎ 55-8106 FAX 55-4040

「米原市芸術展覧会」検討委員募集

市展のあり方などについて検討し、運営に携わっていただける委員を募集します。

応募資格▶市内在住・在勤・在学の20歳

以上の方で、音楽や美術に関心のある方

任期▶平成20年4月1日~

平成22年3月31日

定員▶2人以内

応募締切▶3月31日(月)必着

申・問 市教委 まなび推進課(山東庁舎)

☎ 55-8106 FAX 55-4040

新学期や新年度を前に定期券の買替え時期となりました。

切符・定期券の購入は市内の駅で!



問 市 総合政策課
(米原庁舎)

☎ 52-6626

FAX 52-5195

市役所から市民の皆さんにお願いします。

市がJRの委託を受けて維持管理を行っている柏原駅・醒ヶ井駅・坂田駅の3駅で切符や定期券を購入いただくと、その販売手数料が市に納入されます。市はその手数料を駅の窓口業務の維持経費にあてています。

駅窓口の継続的な維持を図るため、定期券の購入や、往復分の切符を地元の駅で購入するなど、皆さまのご協力をお願いします。



試験

滋賀県警察官採用試験

受付期間▶【郵送・持参】4月1日（火）～4月23日（水）、【インターネット】4月1日（火）正午～4月15日（火）

※郵送は締切日の消印有効

※インターネットは締切日の17時15分まで

1次試験▶5月11日（日）

受験資格▶昭和53年4月2日以降に生まれた者

※試験区分や申込み方法などくわしくは下記まで。

問 滋賀県警察本部

☎ 0120-204-314（フリーダイヤル）

http://www.pref.shiga.jp/police



催し

米原市文化協会 美術工芸部交流作品展

文化協会員が日頃の成果を存分に発揮した、様々なジャンルの作品を展示しています。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。

日時▶3月19日（水）～23日（日）

9時～17時

※21日（金）は休館、最終日（23日）は15時まで

会場▶伊吹葉草の里文化センター2階

問 市教委 まなび推進課内 文化協会事務局（山東庁舎）

☎ 55-8106 FAX 55-4040

勤労青少年ホームの催し

① 第1回きんせい寄席

～米朝一門若手会～

日時▶3月19日（水）

18時30分～（開場は18時）

出演▶NHK連続ドラマ「ちりとてちん」でおなじみの桂吉弥、桂そうば

入場料▶前売1000円 ※全席自由、当日は200円増し

チケット販売所▶勤労青少年ホーム、市内各公民館（山東・米原・近江・ジョイいぶき）、ルッチブラザ

② 歌声喫茶「みんなで歌おう」

日時▶3月23日（日）13時30分～

参加費▶500円

※歌声喫茶は申込不要です。

問 米原市勤労青少年ホーム

☎・FAX 55-3029



環境ひとくちメモ!⑧

米原市の 環境マネジメントシステムとは…!?

米原市役所はISO14001認証を取得し、全職員が環境に配慮した取り組みを実践しています。省資源・省エネルギーをめざした取り組みの一例をご紹介します。

- 冷暖房は適正な温度で使用しています。
- 昼休みは窓口を残して消灯し、節電しています。
- 退庁時にはパソコンのコンセントを抜き、待機電力の節電をしています。
- 簡易な文書などは使用済みコピー用紙の裏面を利用しています。
- 両面印刷をして、紙の使用量を最低限に減らしています。
- 近くへは、徒歩や自転車で移動しています。
- 公用車はアイドリングストップに心がけ、燃料の使用を節減しています。
- 消耗品はリサイクル用品や環境に配慮した商品を購入しています。
- 封筒は再利用し、ごみを減らしています。
- 資源ごみは分別し、リサイクルしています。

ご家庭でも、限りある資源を大切に、環境にやさしい生活をしましょう。
（環境保全課）

下水道だより② ～快適な生活環境づくりのために～

必ず受けましょう 浄化槽の「法定検査」

浄化槽の状態が正常でないと、放流先の水路などが汚染される場合があります。浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認するために、毎年1回法定検査（浄化槽法第11条に基づく検査）を受けなければなりません。

浄化槽は日々の維持管理が大切です。「法定検査」は必ず受けましょう。

■検査の申し込み先

滋賀県知事指定検査機関 （社）滋賀県生活環境事業協会

☎ 077-554-9271 FAX 077-554-9293

■検査料金 20人槽以下の場合 5,000円

■問い合わせ先

・滋賀県循環社会推進課 ☎ 077-528-3474

・米原市下水道課管理担当 ☎ 52-6924

浄化槽法の改正

平成18年2月の浄化槽法の改正により、法定検査を受検しない場合の県の指導監督が強化され、県の命令に従わない場合は30万円以下の過料に処することができる等の罰則規定が追加されました。また、浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、市に浄化槽廃止届を提出することが義務付けられました。廃止された場合は、必ず提出をお願いします。



ご存じですか？
食品表示
①

えっ！これって、国産じゃないの！？

原産地表示

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

相談専用 ☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

最近、食品に関する偽装事件や中毒事件などが相次ぎ、食品表示に関心が高まっています。

食品の表示は「食品衛生法」、「JAS法」(日本農林規格)、「不正競争防止法」、「景品表示法」の4つの法律で規定されており、原産国や原材料の原産地表示はJAS法で義務付けられています。

Q どんな食品にも「原産地」が表示されるの？

A いいえ。全ての食品に表示されるわけではありません。生鮮食品か加工食品か、加工食品では製造・加工したのが海外か国内かによって表示義務があるかどうかが決まります。

生鮮食品 全て「原産地」の表示が義務付けられています。

加工食品 (1) 製品として輸入される場合(原産国の表示)

- ・全て、加工した国名の表示が義務付けられています。
- ただし、加工した食品の原材料については産地の表示義務がありません。

(2) 国内で製造・加工される場合(原料原産地の表示)

- ・生鮮食品に近い加工食品20食品群(次表)のうち、**原材料に占める重量の割合が50%以上**の原材料について、表示が義務付けられています。
- ・従来から個別の品質表示基準で原産地表示が規定されている4品目については、主な原材料について表示が義務付けられています。

【20食品群】

農産物	①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 ②塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 ③ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類ならびにあん ④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの ⑤緑茶 ⑥もち ⑦いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類 ⑧こんにやく
畜産物	⑨調味した食肉 ⑩ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 ⑪表面をあぶった食肉 ⑫フライ種として衣をつけた食肉 ⑬合挽肉その他異種混合した食肉
水産物	⑭素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類 ⑮塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 ⑯調味した魚介類及び海藻類 ⑰ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 ⑱表面をあぶった魚介類 ⑲フライ種として衣をつけた魚介類
農畜水産物	⑳上記④又は⑬に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

【4品目】

- ① うなぎ加工品
- ② かつお削りぶし
- ③ 農産物漬物
- ④ 野菜冷凍食品

Q じゃあ表示に外国名が書かれていない場合、材料は全て国産というわけではないの？

A 表示義務があるのは上記の「加工食品(2)」に記載の食品に限られ、それ以外の食品には原産地表示が義務付けられていません。したがって、原産地がどこのかはわかりません。

例) カット野菜ミックス(200g)の場合

① 使用されている野菜が全て国産で、レタス100g、キャベツ60g、にんじん40gの場合
レタスの原産地の表示が必要となり、たとえば下記のような表示になります。

名 称 カット野菜ミックス
原材料名 レタス(国産)、キャベツ、にんじん
内 容 量 200g
消費期限 平成〇〇年〇月〇〇日
保存方法 要冷蔵(10℃以下で保存してください)
製 造 者 〇〇食品株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇

② 使用されている野菜がキャベツ(〇〇国産)80g、レタス(△△国産)70g、国産にんじん50gの場合
どの材料も原産地の表示の必要がなく、たとえば次のような表示になります。

名 称 カット野菜ミックス
原材料名 キャベツ、レタス、にんじん
内 容 量 200g
消費期限 平成〇〇年〇月〇〇日
保存方法 要冷蔵(10℃以下で保存してください)
製 造 者 〇〇食品株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇

③ 店内で②と同様の材料にドレッシングをかけ、サラダとして加工し、販売した場合

量り売りする場合や、店内で加工・調理した食品をバック詰めして販売する場合は、原産地表示の必要がありません。